

### <第7回コア幹事会(4/21)における主な意見>

- ・民間等からの提案に基づいて、個別に対応する仕組みについては、どこかで調整して優先順位を判断し、対応を検討する必要がある。
- ・地方の保有する行政記録情報の中には、直接統計やEBPMの分析に使えるものがあるので、重要なものについては、統一的に共通に要請できるような仕組みがあるとよい。
- ・各行政機関が他の行政機関に行政記録情報の提供を求めることができる仕組みは強化すべきである。
- ・個別に対応事例を積み重ねるだけでなく、ある程度一般性を持った制度の整備も重要である。
- ・民間のデータを活用する場合、アクセスがなかなかできずに苦労をしている状況にあり、どうやってアクセスするかが大事である。
- ・政府として民間データを使えるようにするための法制度の整備も必要である。
- ・新設の統計委員会による勧告は、各府省に対してはできるが、民間に対してはできないので、一般的な制度の枠組みが必要である。

## I 当面の仕組みの構築

- 各府省による自治体・民間が保有するデータの利活用を促進するため、総務省は、以下の仕組みを検討(制度・運用ルール整備)
  - ・ 地方自治体や民間が保有する各種データを用いることが、EBPMの推進や正確で効率的な統計の作成、被調査者の負担軽減に寄与すると認められる場合、**各府省がデータ保有者にその提供を要請(提供を受けたデータは保護)**
  - ・ 各府省の求めに応じ、統計委員会が、要請者、保有者その他の関係者の意見を聴いて検討を行い、**要請者及び保有者に必要なあつせん**

## II 官民の提案に基づく個別対応

- 各府省と自治体・民間の間における各種データの相互利活用については、一般的ルールが存在せず、その推進のためには、以下のような**個別対応を要する問題**
  - ・ 利活用の対象となる個別のデータの問題(個々に法令上の制約がある場合があること、偏りやノイズの程度等、個々のデータの性質の違いが大きいこと等)
  - ・ 利活用推進主体の問題(民間データを利活用するための研究の主体や、相互利活用を行う際のデータ形式の標準化・統一化やリンクキーの整備を行う主体が確立していないこと等)
- ⇒ **統計委員会**が、EBPM推進委員会、各府省、自治体、民間等からの**提案(Iの取組の結果、調整がつかなかったものを含む。)**に基づき、ニーズが高いにもかかわらず、法制面・技術面等の課題により、**利活用に至っていない各種データ**について、**優先度が高いものから**、専門技術を有する委員と関係者による**協議会**を設け、必要に応じて統計研究研修所やICTの専門家等の協力も得つつ、**個別的・集中的に課題に対応するパイロット的な枠組**を整備(制度・運用ルール整備)併せて、**ニーズに応じて民間データを政府統計の分類コードに基づき変換し、それを民間等に還元する仕組み**を検討

## III 制度面の検討

- 総務省は、上記I、IIの取組状況を踏まえつつ、自治体・民間が保有するデータへの**アクセス・保護・利活用の在り方全般**について、自治体・民間が保有するデータの性質等の違いも考慮しつつ、**制度・運用面から検討**